

# 幼保連携型認定こども園にかかる情報提供について

石川県七尾市本府中町り部 23 番地 1  
 社会福祉法人 本宮福祉会  
 理事長 櫻井 定宗

平成 27 年 4 月 1 日開設予定の幼保連携型認定こども園について下記のとおり情報提供します。

施設の名称		幼保連携型認定こども園 本宮のもり幼保育園								
施設の所在地		石川県七尾市本府中町り部23番地1								
利用 定員 等	区分	満3歳未満				満3歳以上				合計
		0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	
	学級数	/				1	1	1	3	3
	定員 (人)	保育を必要とする子ども(園児)	10	10	15	35	14	13	13	40
	保育を必要とする子ども以外の子ども(園児)	/				1	2	2	5	5
認定こども園の長・園長の氏名		櫻井定宗								
認定こども園が実施する事業(該当の事業に○をすること)		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条 第1号 ・ 第2号 ・ 第3号 ・ 第4号 ・ 第5号								
教育又は保育の目標及び主な内容		教育又は保育の目標及び理念	目標:(1)健康な子に育つ (2)自立心のある子に育つ (3)心豊かな子に育つ (4)創造性ある子に育つ 理念:安定した生活の中で子どもの最善の利益を尊重する							
		教育又は保育のねらい及び内容の概要	『毎日の遊びの中から「友達といっしょ」この楽しさをいっぱい体験しながら「こころ」を育てあう。「からだ」を育てあう。』の方針のもと、生きる力の基礎を育成するように、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域の目標を達成するために、その配慮事項を重視しながら、教育及び保育を実施する。							

<p>教育又は保育の 目標及び主な内容</p>	<p>開園日数及び時間</p>	<p>開園日数 年間 361日  休園日 12月31日～1月3日  開園時間  <b>(保育を必要とする子ども(園児)2号・3号)</b>  平日 7時00分～18時00分  土曜日 7時00分～18時00分  日・祝祭日 7時00分～18時00分  上記のうち保育短時間認定の子ども(園児)  9時00分～17時00分  延長保育  18時00分～20時00分(保育標準時間認定)  17時00分～20時00分(保育短時間認定)  7時00分～9時00分(保育短時間認定)  週6日を超える利用日・時間    <b>(保育を必要とする子ども以外の子ども(園児)1号)</b>  平日 9時00分～13時00分  土曜日・日曜日・祝祭日 休日  長期休暇 8月1日～8月31日  12月26日～1月7日  3月27日～4月3日  但し、休日・長期休暇中に行事等を開催する場合があります。    <b>一時預かり</b>  (保育を必要とする子ども以外の子ども(園児)1号)  上記開園日時以外の利用  (保育を必要とする子ども以外の子ども)  保育を必要とする子どもの開園日  9時00分～17時00分</p>
-----------------------------	-----------------	---

		時 間	活 動
	入園している子ども(園児)の1日の活動内容	7:00～	登園:2・3号(標準時間認定) 自由保育(異年齢保育) 延長保育(短時間認定) 預かり保育(1号)
		9:00～	登園:1号、2号・3号(短時間認定) 設定保育
		10:00～	年齢別設定保育
		11:30～	昼食(食育)・午睡(3歳未満児)
		12:00～	昼食(食育)(3歳以上児)・午睡(3・4歳児)
		13:00～	降園・預かり保育(1号) 設定保育(5歳児)
		15:00～	おやつ:設定保育
		16:00～	降園:自由保育・
		17:00～	延長保育(短時間認定)
		18:00～	延長保育(自由保育・異年齢保育)

※保育料及び利用料については、現在七尾市に於いて検討中です。  
 決まり次第皆様にお知らせいたします。

(参考資料)「認定こども園が実施する子育て支援事業」

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
 施行規則第2条

- 1 地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する等により、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 2 地域の家庭において、当該家庭の子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- 3 保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育されることが一時的に困難となった地域の子どもにつき、認定こども園又はその居宅において保護を行う事業
- 4 実施しない
- 5 地域の子どもの養育に関する援助を行う民間の団体又は個人に対する必要な情報の提供及び助言を行う事業